

刺し網漁業（いわし流し刺し網漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるいわし流し刺し網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第6号に掲げる刺し網漁業のうち、流し刺し網によりいわしをとることを目的とするものをいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数とする。

- （1）一斉更新を迎える許可等の隻数
- （2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

2 許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- （1）漁業種類 いわし流し刺し網漁業
- （2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- （3）船舶の総トン数 定めなし
- （4）推進機関の馬力数 定めなし
- （5）操業区域 南房総市富浦町多田良大房鼻に設置した標柱（漁業権基点南36号）と館山市洲崎灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを順次結ぶ線以北の千葉県海面
- （6）漁業時期 周年
- （7）漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域又は南房総市富浦町多田良大房鼻地先から館山市洲崎灯台地先に至る海域に接する地域に住所を有する者

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

- （1）操業に当たっては、他種漁業と紛争がないよう万全の注意を払い、これら漁業の操業に対して妨害してはならない。
- （2）操業について、他種漁業者から協議の申し出があったときは誠意をもってこれに応じ、円満なる解決を図らなければならない。
- （3）共同漁業権漁場では操業してはならない。
- （4）東京内湾において操業する場合の網の長さは、450メートル以内とする。

（新規の許可等に係る許可の基準）

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- （1）当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- （2）当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- （3）次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）

(4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をしようかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をしようかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

(1) 申請理由書

(2) 年間操業計画書

(3) 印鑑証明書

(4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本

(5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書

(6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書

(7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書

(8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書

(9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）

(10) 漁業協同組合の組合員にあつては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（5月31日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

2 さし網漁業（いわし流しさし網漁業）の許可方針（昭和53年6月12日施行）（以下「旧方針」という。）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第5の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

3 令和3年12月1日一部改正

(別記様式)

刺し網漁業（いわし流し刺し網漁業）の資源管理の状況等の報告書
(漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

2 漁業生産の実績等

月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	操業場所
4月	日	kg	円	
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計	日	kg	円	

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

刺し網漁業（いわし流し刺し網漁業）

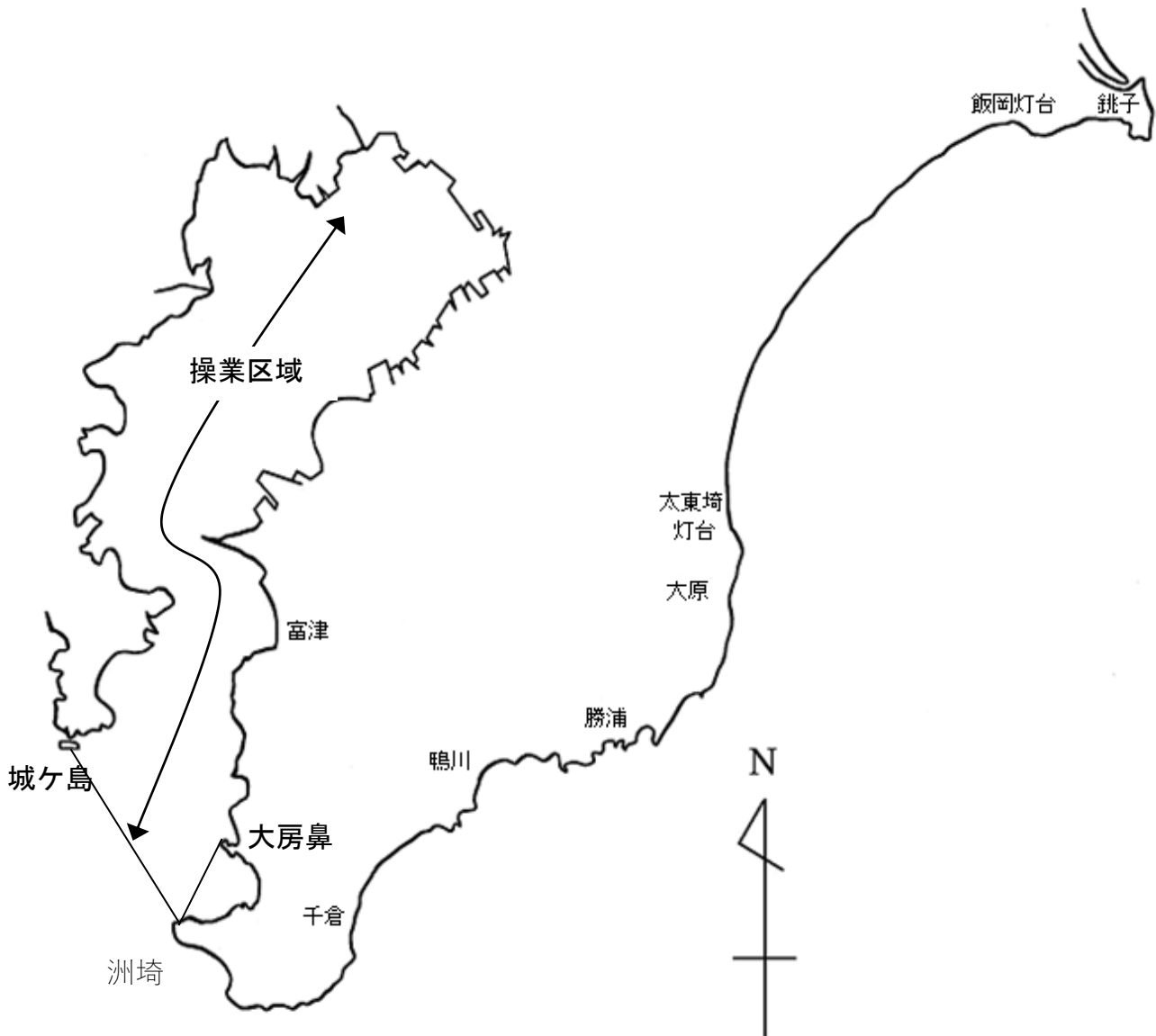
船舶の総トン数：定めなし

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域又は南房総市富浦町多田良大房鼻地先から館山市洲埼灯台地先に至る海域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件：

- (1) 他種漁業の操業を妨害してはならない。
- (2) 他種漁業者から協議の申し出があったときは円満な解決を図らなければならない。
- (3) 共同漁業権漁場では操業してはならない。
- (4) 東京内湾での網の長さは450m以内とする。

刺し網漁業（まき刺し網漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面におけるまき刺し網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第6号に掲げる刺し網漁業のうち、まき刺し網により行う漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数に（3）の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（3）新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 まき刺し網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 10トン以下

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 下表のとおり

（6）漁業時期 周年

（7）漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業を営む者の資格
1	館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ケ島灯台とを結んだ線から銚子市地先海域のうち、一ノ島灯台正東の線に至る間の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
2	館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ケ島灯台とを結んだ線以北の千葉県海面	〃

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）銚子市地先海域のうち一ノ島灯台正東の線からいすみ市太東埼灯台正東の線に至る間の海域で等深線15メートル以浅の海域、いすみ市太東埼灯台正東の線から鴨川市入道ケ埼突端正南の線に至る間の海域で等深線20メートル以浅の海域及び鴨川市入道ケ埼突端正南の線から館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ケ島灯台とを結んだ線に至る間の海域で等深線50メートル以浅の海域では操業してはならない。ただし、上記等深線以浅の海域であっても、共同漁業権者の同意がある場合は、当該漁業権者の有する共同漁業権の漁場の区域及びその外縁に接する海域のうち、当該同意のあった海域についてはこの限りでない。【第3の操業区域1に適用】

（2）使用する漁具の身網の長さは、975メートル以内とする。

（3）定置漁具より1,000メートル以上離れて操業しなければならない。

- (4) 操業に際し、薬物及び石材の使用による魚群のいかく行為はしてはならない。
- (5) 4月から9月までの期間は20時から翌日4時まで、その他の期間については18時から翌日5時までは操業してはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書

- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 共同漁業権者の同意書（共同漁業権区域及びその外縁に接する区域内で操業する場合）

（資源管理の状況等の報告）

第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（11 月 30 日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 さし網漁業（まきさし網漁業）の許可方針（昭和 44 年 12 月 24 日施行）（以下「旧方針」という。）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 6 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

(別記様式)

刺し網漁業（まき刺し網漁業）の資源管理の状況等の報告書
(漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	C B -	トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	主な魚種	操業場所
10月	日	kg	円		
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
計	日	kg	円		

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

刺し網漁業（まき刺し網漁業）

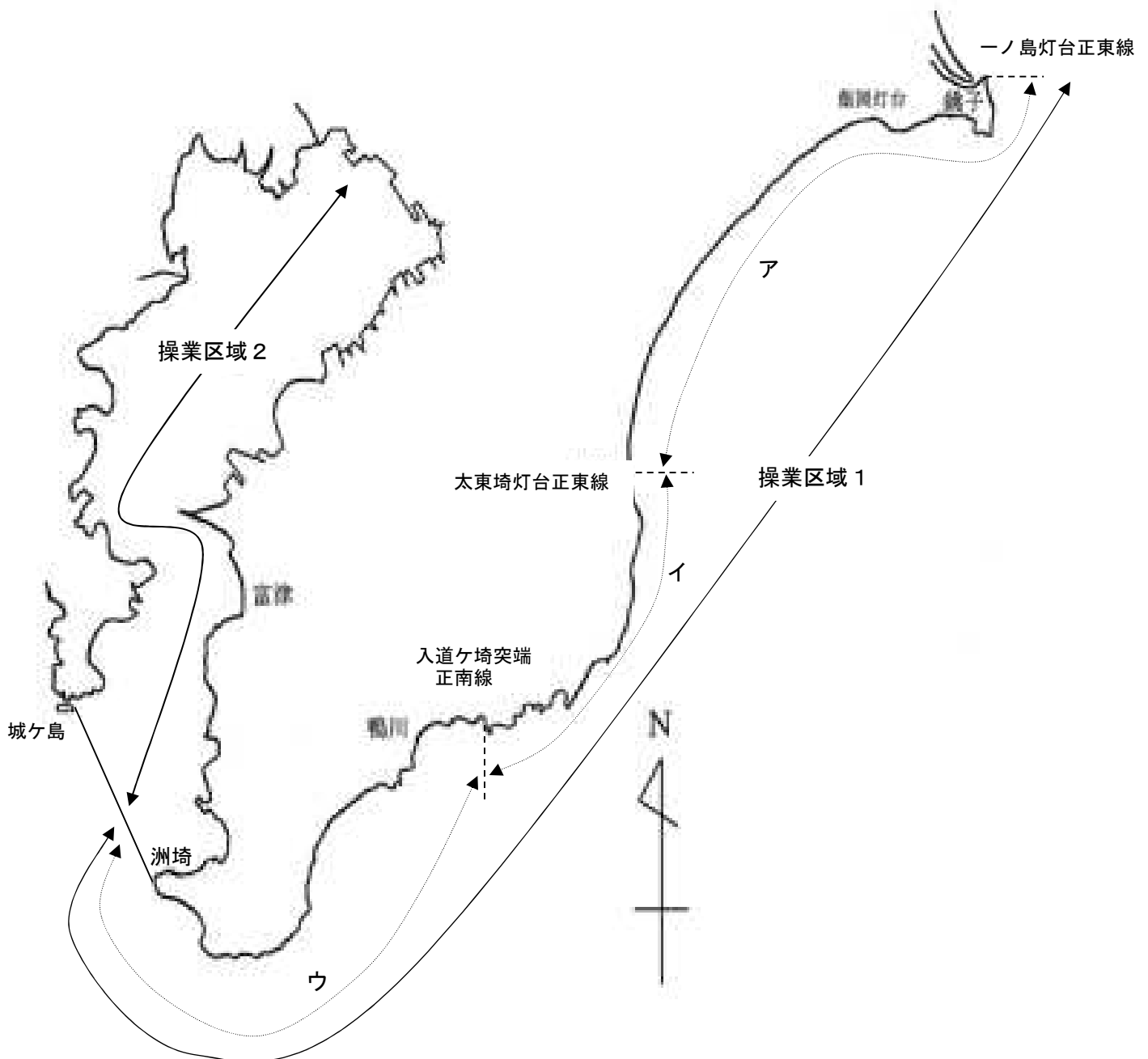
船舶の総トン数：10トン以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件：

- (1) アの等深線 15m以浅の海域、イの等深線 20m以浅の海域、ウの等深線 50m以浅の海域では操業禁止。ただし、共同漁業権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (2) 使用する漁具の身網の長さは975m以内
- (3) 定置漁具より1,000m以上離れて操業しなければならない。
- (4) 薬物及び石材の使用による魚群のいかく行為は禁止
- (5) 4月～9月は20時～翌日4時まで、10月～翌年3月は18時～翌日5時まで操業禁止